

2021年 10月 1日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

J M I T U 愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

J M I T U 愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



未支払い時間外労働賃金支払い要求書（4）

「業務Gr. 伊東雅弘」氏名による本年9月28日付「貴組合本年9月20日付『未支払い時間外労働賃金支払い要求書（3）』につきまして」と題する書面を頂きました。下記の通り嚴重に抗議申し上げると共に、本件についての速やかな団体交渉開催を再度強く要求致します。

記

- 1 上記書面によれば「『業務Gr.』及び業務Gr. 部長個人を徹底的に敵視し、本書面においても、貴組合は、業務Gr. 部長個人につき『責任も権限・経験・能力もない』など、個人を侮辱する記載を続けておられます」と記載されています。しかし、貴社に於いて「業務Gr.」の必要性、業務内容について繰り返し求めておりますが、貴社からは一切の説明を頂いておりません。当労組としては不必要な組合対策を主任務とする組織破壊部署と考えざるを得ません。もし違うと仰るのであれば、当労組の求めに誠実に応えられることを重ねて要求致します。
- 2 貴社は2020年4月16日付「事業計画説明」と題する電子メールに添付の「20200416 66期結果と67期方針展開」の11頁で、「③過去の失敗を繰り返さないマネジメント体制づくり（新設部署）」を掲げており、その具体的方針として3点（①「→人事評価システム構築と体制づくり」、②「→労基法遵守（残業・休出・有

給取得、同一労働同一賃金など働き方改革)」、③「→安全衛生法遵守(各BCP準備)」)を述べておられます。その後1年半近く経過しましたが、

① については、何も見るべき成果は上げられておりません。

② については、時間外労働賃金不払いについて未だ改善されないだけでなく、労基署からの指導を受けても対応できておりません。同一労働同一賃金など働き方改革も何ら進展をみせておりません。

③ については、従業員に何の相談もなく、一方的に大量の「監視カメラ」を取り付け、従業員の気持ちを踏みにじる精神衛生面での配慮欠落。さらに、用もないのに作業中の従業員の背後に立っていたり、ウロウロ、ジロジロ見回っていたり、これまた精神衛生面の配慮欠落が続いています。

以上のように、上記方針は何ら成果を生み出さないだけでなく、逆に各職場の秩序を乱し、法違反を放置し、職場に混乱を招いていると言わなければなりません。

以上の事実から当労組は、繰り返しになりますが、当労組と充分協議の上、方針及び実践を進められるよう求めているところです。

3 上記書面の中で「貴組合は、今後も法律違反を続けると意図(ママ)にも読めるところ」と述べておられますが、当労組本年9月20日付「未支払い時間外労働賃金支払い要求書(3)」の中で、具体的に申し上げております。再度、ご熟読の上、正しくご理解頂くよう求めます。

4 当労組本年9月20日付「未支払い時間外労働賃金支払い要求書(3)」で求めた、本年4月1日以降の時間外賃金及び時間外労働割増賃金を、本年9月30日支給分の賃金に、加算して支払われるよう求めたにも拘わらず、一切支払いされませんでした。いったい貴社は、組合員を含む従業員に、時間外賃金及び時間外労働割増賃金を支払うつもりが有るのか、無いのか、明確にお答え下さい。

5 当労組と致しましては、繰り返しになりますが、上記に於ける速やかなご回答並びに団体交渉開催について、本年10月5日(火)17時30分までに当労組分会宛為されるよう求めます。

以 上